

平成十九年二月九日受領
答弁 第二二二号

内閣衆質一六六第二二号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

一般に、「降伏」とは、戦闘行為をやめ、敵の権力下に入ることを意味し、その際に条件付けのない場合には「無条件降伏」と称されることがあると承知しているが、文脈等にもよるものであり、お尋ねの定義について一概にお答えすることは困難である。

三について

「無条件降伏」の定義について一概に述べることが困難であるということもあり、お尋ねについては様々な見解があると承知している。